

6

届出をしないと
法律で罰せられます。

土地取引の契約(予約を含みます。)をした日を含めて2週間以内に届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、6ヵ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

また、注視区域・監視区域(事前届出制)において、届出をせずに契約(予約を含みます。)をしたり、虚偽の届出をした場合、同様に罰せられます。

罰金100万円



ここでは、よくある質問をご紹介します。

Q 相続や贈与により土地に関する権利を取得した場合には、届出は必要ですか。

A 必要ありません。対価の授受を伴わない土地売買等の契約は、届出の対象ではありません。ただし、負担と贈与の間に金銭債務(金銭評価の可能な債務を含む。)の承継を条件とするような贈与については、届出が必要となります。

Q 予約完結権や買戻権の行使において、届出は必要ですか。

A 必要ありません。契約によらない権利の移転又は設定は、届出の対象ではありません。ただし、予約完結権・買戻権等の譲渡は、土地売買等の契約に該当し、届出の対象となりますので、ご注意ください。

Q 地方公共団体と土地売買の契約を締結しました。届出は必要ですか。

A 必要ありません。当事者の一方が国や地方公共団体などの場合には、届出は必要ありません。

Q 市街化区域と市街化調整区域にまたがって土地を取得する場合には、どのような取引面積であれば届出が必要ですか。

A 取引される土地が市街化区域と市街化調整区域にまたがる場合など、届出が必要な面積がまたがる場合には、全体の土地の面積が、どちらかの区域にかかる要届出面積のうち小さいほうの面積を超える土地取引の時には、全体について届出をしてください。

今回の場合、市街化区域と市街化調整区域にまたがる一団の土地については、取引面積が2,000m²以上の場合にはすべて届出が必要となります。

Q 届出の対象となる土地が複数の市町村にまたがる場合には、届出はどのように行うのですか。

A それぞれの市町村に届出をしてください。なお、届出書には、土地が複数の市町村にまたがっていることを「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。